

「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の取組状況について

平成29年3月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げる8項目34の取組について、横浜市いじめ防止基本方針の徹底を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の2つの視点で令和4年度の取組状況を報告します。

～令和4年度の取組状況～

1 学校の取組

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」による組織的対応の徹底

市立小中学校（義務教育学校含む485校）における令和4年度のいじめ認知件数は、12,248件となり、前年度に比べ4,692件（62.1%）増加しました。

いじめ防止対策推進法において、いじめは「心身の苦痛を感じている」という本人の主観的な判断に依拠して定義され、国は、「いじめの認知件数が多い学校は解消へ向けた積極的な取組がなされている」という肯定的な評価をする」と示しています。本市の3年度の児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は全国平均を下回っており、さらなる積極的な認知に向け、取り組んできました。

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）児童生徒千人当たりのいじめ認知件数：令和3年度全国（高等学校、特別支援学校含む）47.7人にに対し本市（市立小中学校）29.3人。令和4年度全国53.3人にに対し本市48.2人。）認知の必要性への理解が進むとともに、4年度に認知件数が前年度に比べ大幅に増加できた理由の1つとして、校長研修を通じた認知への価値づけが挙げられます。「いじめの『積極的な認知』そして『その先へ』」をテーマに、校内研修にそのまま活用できるリーフレットを作成し、いじめを積極的に認知し、解消に向け具体的な取組を示すことで、「児童生徒を守ること」につながるという認識の浸透を図りました。

また、いじめの対応において組織的対応の中心となる児童支援・生徒指導専任教諭の研修では、事例検討を行い、いじめを察知する感度の向上を図りました。

さらに、早期に児童生徒のSOSを引き出し、それを確実に受け止めるために、5年度から、これまでの12月の無記名式アンケートに加え、5月に記名式のアンケートの全市一斉実施を開始します。今後も児童生徒の不安や辛い気持ちを早期に受け止め、積極的に認知を行い、再発防止、未然防止に繋がるよう努めます。

いじめ重大事態調査については、4年度は調査報告がまとまった1件について、公表ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。

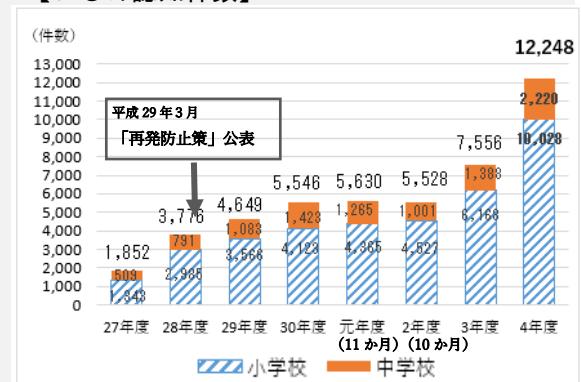
【学校いじめ防止対策委員会の効果的な実践例】

・全職員参加による学校いじめ防止対策委員会を毎月実施し、当該児童生徒の被害性に着目したいじめ認知のプロセスを、経験の浅い職員とも共有することで、全学年のいじめの早期発見、早期対応の取組が進んだ。

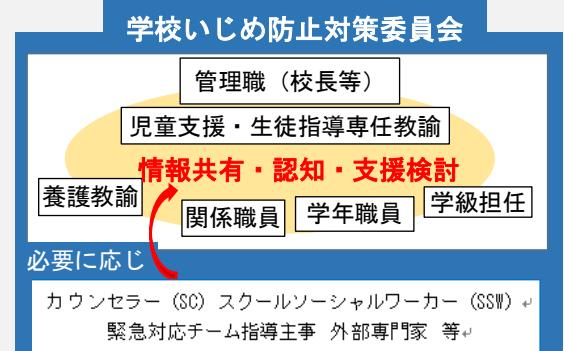
・時間割を調整し、毎回の学校いじめ防止対策委員会にスクールカウンセラーが参加できる環境をつくった。スクールカウンセラーによる助言やスクールカウンセラーとの連携により、当該児童生徒だけでなく関係する児童生徒への支援が進んだ。

・学校いじめ防止対策委員会に指導主事が参加し、助言を行い、積極的に認知するだけでなく、いじめの解消まで組織で進捗管理を行う取組が進んだ。

【いじめ認知件数】



【学校いじめ防止対策委員会組織図】



(2) 再発防止のための教職員研修の実施

各学校での組織的対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、法に基づいた取り組みが円滑にすすむよう研修を行い、各学校での校内研修の実施を周知し取組の点検へつなげ、実効的

な防止を図りました。なお、5年3月のいじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用し、いじめ防止対策の再点検といじめ問題等への取組の徹底を全校へ周知しました。

放射線・被災地理解では、福島県へ教員を派遣し、被災地理解を進める教育や放射線教育について学ぶ研修を、福島県教育庁、富岡町教育委員会の協力のもと、3年ぶりに現地で開催しました。研修派遣後は、各々の参加者が研修を通して得られた学びをもとに、各学校において授業や教職員研修等を行い、放射線教育や被災地理解の取組をさらに推進しました。道徳教育推進教師の研修では、児童生徒が「思いやり」や「友情」について考えることを通して、いじめ防止の意識を高めていくよう、学校の教職員が協力して組織的に指導することの重要性を周知しました。

いじめ再発防止

- ・校長への研修（各区校長会にて実施。小・中1回ずつ×18区）
「いじめの『積極的な認知』そして『その先へ』」（リーフレット）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、
地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策

放射線・被災地理解

- ・福島県での教員研修派遣の実施
(受講者数77人、教育委員及び事務局スタッフ14人が参加)

【校長会研修を通じた取組点検機会の確保】



校内研修

（3）子ども主体のいじめ未然防止の取組

■横浜子ども会議

新型コロナ感染症拡大のため、3年度まで中止していた区交流会を開催することができました。中学校ブロックでの話し合いや各校での実践を経て、取組の発表を行いました。

南区では、元年度から「SNSでのいじめやトラブルを防ぐためには、どうしたらよいか」をテーマに話し合いを重ねてきました。4年度は、すべての学校で相手が見て嫌な気持ちにならないか「ネットの4K」（Kを頭文字とする「のくにんする、のんりする、ともちをかんがえる、まつたらそだんする」の4つのキーワード）について議論を行いました。また、このような学校での取組を地域や保護者へ広げていく方法についても検討しました。

【南区子ども会議交流会より】



■子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）の活用推進

子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）は、子どものコミュニケーション能力や人間関係を築く力（子どもの社会的スキル）を育むために、本市が開発した独自の指導プログラムです。教員が子どもや学級の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」とコミュニケーション能力等を身に付けるための「指導プログラム」からできています。「Y-Pアセスメント」は、複数の教員で結果を分析し、具体的な支援策を講じることで、学級の中で子どもの自己肯定感が育まれ、仲間との関わりが豊かになることを目指しています。また、同一年度内に複数回実施することで子どもの心情の変化を把握することができるツールです。児童生徒一人ひとりの豊かな学びや心の成長を支える学校づくりを推進するために、横浜市立小中学校全体での活用を目指し、4年度からY-Pアセスメントの年間2回以上の実施を学校年間計画に位置付けました。4年度の実施結果は小学校93.8%（前年比17.6%増）、中学校76.4%（前年比47.8%増）となり、特に中学校で大幅に増加しましたが、全校実施へ向け、さらに学校を支援していきます。

Y-Pの活用を推進している品濃小学校では、友達と関わり、互いに認め合い、試行錯誤して学びを深めていくY-Pの考え方を生かした授業づくりを全市立小学校に向けて公開し、学校間での学びにつなげました。

【品濃小学校3年生図画工作の授業の様子と参観者の感想】



認め合い、支え合い、伸びていくように普段から声かけや手立てが必要だということを改めて考えさせられた。自校でも取り組んでいきたい。Y-Pアセスメントを実施することで、根拠に基づいて支援や手立てを考えることができていた。子ども中心ということを実感できた。

2 教育委員会事務局の取組

(1) 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

■指導主事による支援

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家が入ります。

【いじめに関する検討・対応件数】4年度実績（3年度）

学校への直接支援回数	427回（503回）
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	435回（370回）
電話による保護者等対応回数	590回（542回）
保護者との面談回数	183回（147回）

【学校担当指導主事とSSWによる支援例】

保護者が学校にいじめ被害を訴えたが、その時点では改善されず児童に登校しぶりが起きた。当該児童の母親は学校生活あんしんダイヤルに相談、当該児童の父親は学校担当指導主事に相談した。SSWと指導主事がそれぞれの立場で丁寧に話を聞き、保護者の思いを受け止め、当該児童の安心安全のために学校ができる事を整理することで、保護者と学校が協力して登校しぶりを解消することができた。

■スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

SSWは課題解決支援チームの一員として、児童生徒や保護者の心情に寄り添い、それぞれのニーズや当事者間の関係性等に着目した課題整理を行い、福祉的側面から解決に向けた支援や再発防止等を図っています。4年度は、小・中・義務教育学校及び高校・特別支援学校での巡回型支援を継続するとともに、定時制高校や中学校夜間学級を担当するユースSSWを新たに配置し、チーム学校の一員として、いじめや不登校等の早期発見・早期対応に取り組みました。また、学校生活あんしんダイヤルで受け付けた相談のうち、158件（前年度151件）を学校教育事務所に引継ぎ、SSWを含めた課題解決支援チームとして支援を行いました。

【学校生活あんしんダイヤルの役割】

コロナ禍で大幅に減少した相談件数は、通常登校に戻るとともに増加し、4年度は344件と元年度と同程度の水準になっています。いじめ（92件）や学校との関係（84件）に関する相談が半数程度を占めており、学校に相談しにくい悩みをあんしんダイヤルで早期にキャッチし、解決に向けて支援を進めています。



■法律の専門家による支援

法律的な視点からの解決が必要な場合に、積極的に弁護士による法律相談を活用します。4年度は245回の支援実績があり、的確かつ迅速な課題の解決や円滑な学校運営に寄与しています。

（2）学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局（人権教育・児童生徒課）に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。毎週開催する緊急対応チーム会議には統括SSWが参加し、福祉的な側面からの支援を強化しています。4年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は26件（前年度32件）、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数は31件（前年度28件）です。

また、いじめに対する学校の取り組みがより円滑に進むよう、好事例を紹介した新たなリーフレットの作成を行いました。学校の組織的な対応力を強化するため、指導主事が学校いじめ防止対策委員会へ出席したり、リーフレットを活用して研修を実施したりするなど、引き続き、学校への支援を積極的に行っていきます。

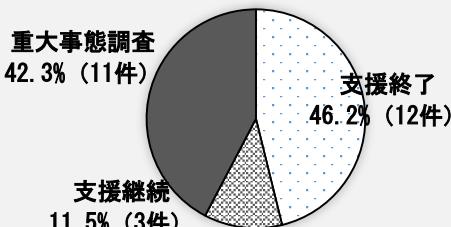
【緊急対応チーム取扱件数（26件）の内訳】

【緊急対応チーム取扱件数】4年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	うち支援終了 ※1	学校訪問 ※2
26件	12件	31件（延165回）

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行10件（延18回）



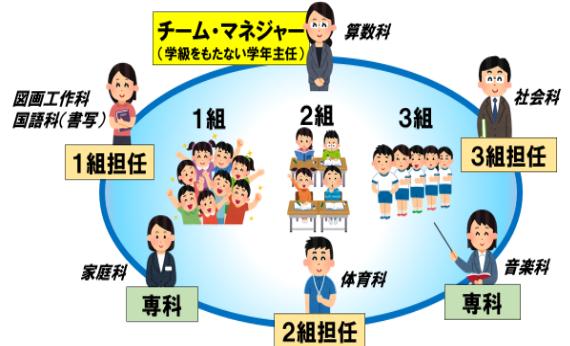
（3）児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を小学校高学年中心に188校で実施しました。学年の多くの教員が児童に組織的に関わるため児童の変化を捉える機会が増え、いじめの未然防止につながりました。児童にとっては、相談できる教員が増えたことで、安心感にもつながっています。

また、小学校で教科分担制を経験した中学校1年生の多くが「中学校での教科担任制に慣れるのもスムーズだった」と回答したり、中学校の教員が、小中ブロックの小学校で外国語の授業を行ったりするなど、小学校から中学校への円滑な接続を図ることにもつながりました。

7年度の全校実施を目指し、5年度もさらに実施校を拡充して235校が取り組みます。

【教科分担制イメージ図】



学級をもたないチーム・マネジャー（学年主任）が学年全体をマネジメントする。

～着実な取組に向けて～

《いじめ防止市民フォーラム》



【グループ協議の様子】

横浜子ども会議10周年を迎えて、12月の「いじめ防止市民フォーラム」では、市立学校の代表校が集まり、ブースごとに分かれてポスターセッション形式で「いじめ防止の取組」について発表し合いました。その後、ポスターセッションを参観して考えたことをもとに、「いじめをなくすために、私ができること」について、協議を行いました。参加した児童生徒からは、「人によって、感じ方や考え方は違う。お互いを尊重しながら、しっかりと関わっていくことが大切。」「自校の取組が、本当にいじめの防止につながっているのか改めて考える必要がある。」

「今日のように、みんなでいじめについて話し合うことで気づくことがたくさんある。」といった意見が出されました。当日の様子は動画にまとめ、今後の各学校での取組に生かせるように全市立小中学校にDVDで配付し、取組内容の共有を図りました。

【配付したDVD】



《校内児童生徒支援体制の充実》

■児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充

小学校（義務教育学校（前期課程）を含む。以下「小学校等」という。）において、専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、授業時間数軽減のための非常勤職員の常勤化に取り組み、いじめの早期発見・早期対応へ向けた校内児童生徒支援体制の充実を図ってきました。

5年度をもって小学校等全校に児童支援専任教諭を定数配置しました。

【特別支援教育コーディネーターとの兼務】

小学校に続き、5年度より中学校の生徒指導専任教諭が特別支援教育コーディネーターを兼務します。多様な背景をもつ児童生徒に、特別支援教育と児童生徒指導を関連づけて支援、指導を行い、子どもが社会の中でよりよく生きていこうとする力を高めていきます。

また、校内の支援体制を築くにあたって、職員の中心的な役割を果たし、問題行動の未然防止の視点をもち、担任が一人で抱え込まない組織的支援を図ります。